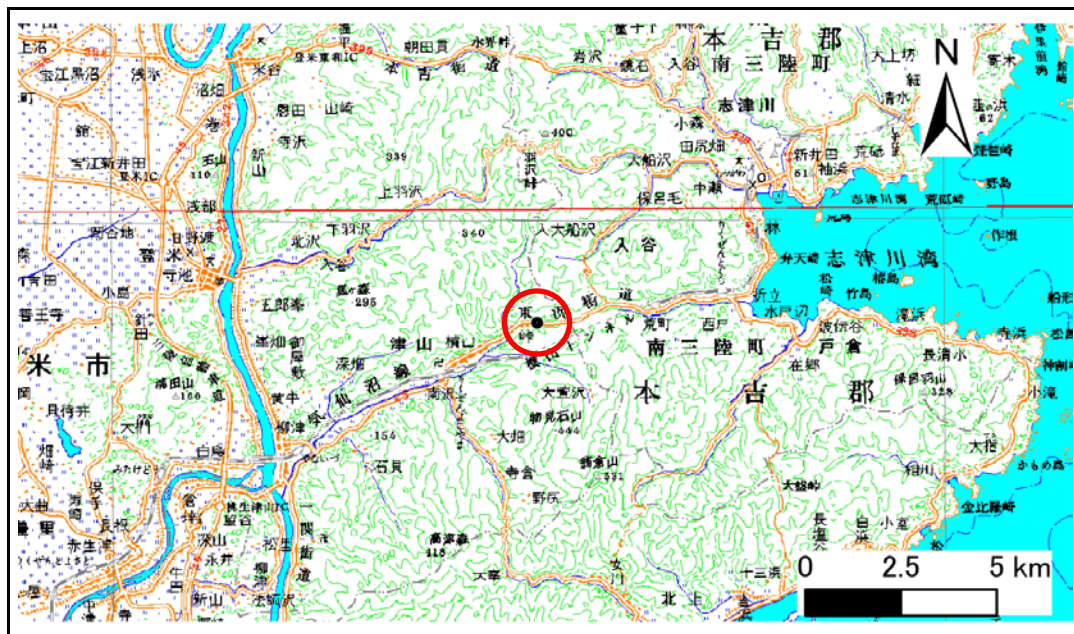


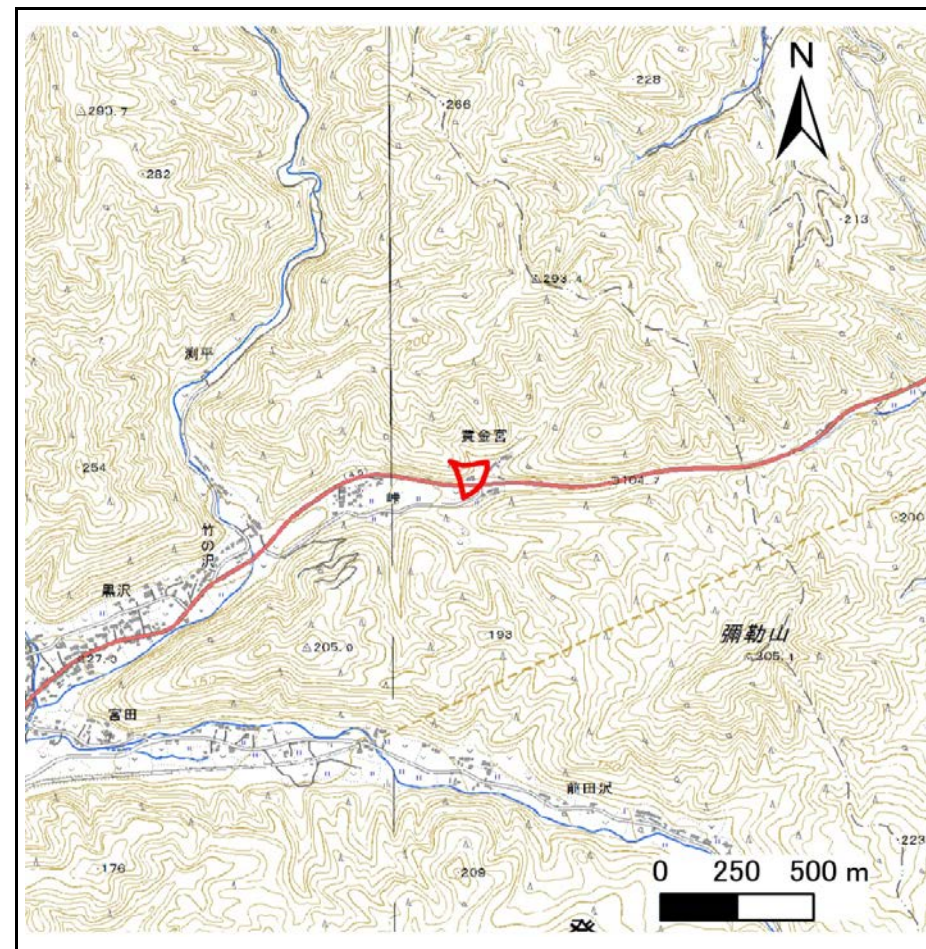
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第7号
告示年月日	令和2年1月7日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-1878(1321001878)
箇所名	竹の沢の3
所在地	登米市津山町横山字竹の沢
調査機関	宮城県東部土木事務所登米地域事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 令1東複、第20号)

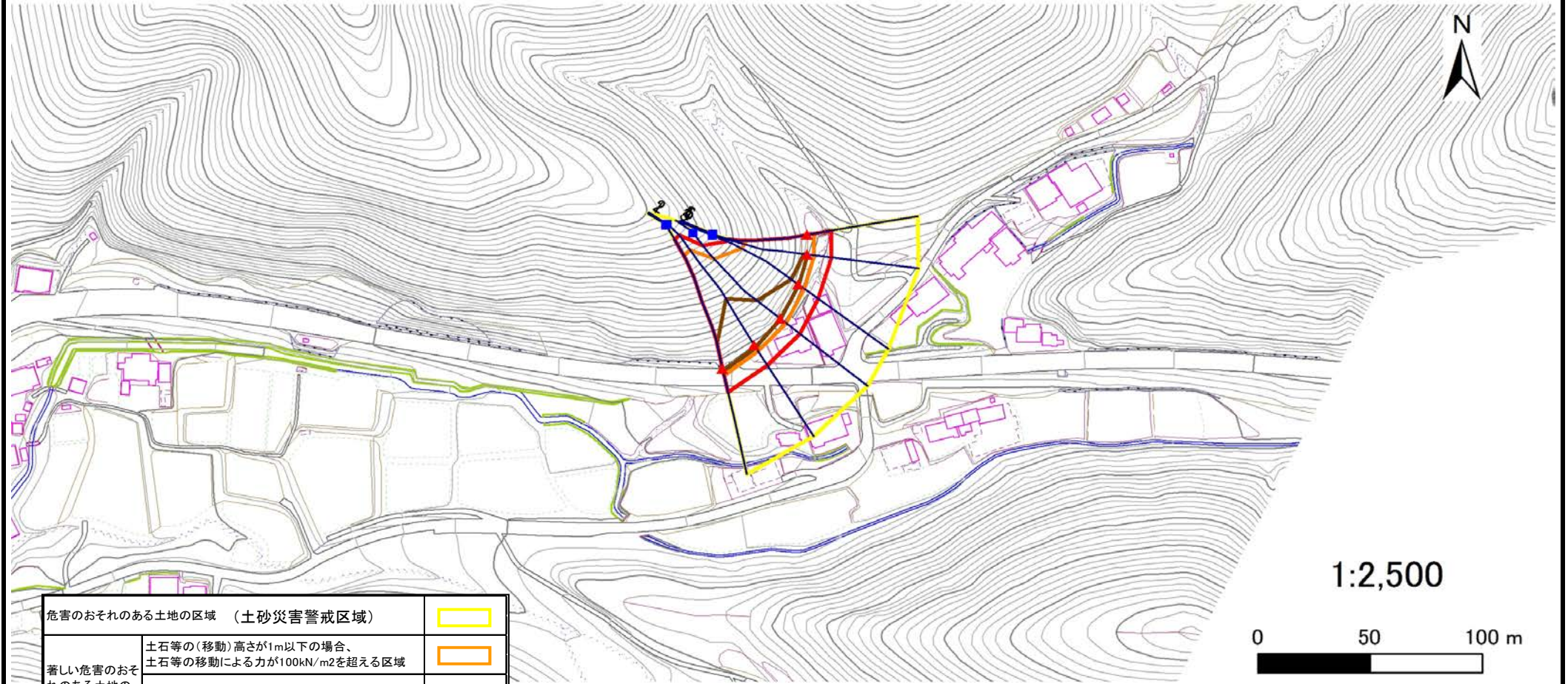
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第7号
告示年月日	令和2年1月7日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度 平成30年度

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅱ-自-1878(1321001878)	箇所名	竹の沢の3	所在地	登米市津山町横山字竹の沢
---------	------	----------------------	-----	-------	-----	--------------



危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m2を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第7号
告示年月日	令和2年1月7日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅱ-自-1878(1321001878)	箇所名	竹の沢の3	所在地	登米市津山町横山字竹の沢										
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	152.14	1.00	100.00	1.00	17.58	3.48	15.16	3.00	~							
2 ~ 3	152.14	1.00	100.00	1.00	17.58	3.48	15.16	3.00	~							
3 ~ 4	152.09	1.00	100.00	1.00	15.67	3.10	15.16	3.00	~							
4 ~ 5	152.05	1.00	100.00	1.00	15.67	3.10	15.16	3.00	~							
5 ~ 6	148.93	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							